

平成 30 年 4 月 2 日
大阪府住宅まちづくり部
建築指導室審査指導課

建築物の建築に関する届出をされる皆さまへ

建築物省エネ法の省エネ届出に関するお知らせ

平素より、大阪府の建築行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 4 月より、建築物省エネ法が全面施行され、建築物エネルギー消費性能適合性判定とともに、標記の届出が始まりました。

大阪府では、平成 30 年度より、標記による省エネ届出について、必要と認める場合、次の運用を行う予定としておりますのでお知らせいたします。

平成 30 年 4 月より

届け出られた計画のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準を満たしていない場合、原則、建築主に対して、文書等による助言を行う予定としています。 ご理解とご協力をお願いします。

関係各位におかれましては、建築しようとする建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めていただきますよう、お願いいたします。

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室
審査指導課 建築環境・設備グループ
電 話 06-6941-0351 (内線)3025
FAX 06-6210-9719